

## 公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年10月8日

静岡県知事 鈴木 康友

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和7年度〔第37-L04910-01号〕遠州灘海浜公園（篠原地区）利活用構想策定業務委託

#### (2) 業務目的

業務対象の遠州灘海浜公園（篠原地区）は、昭和37年に静岡県浜松市中央区篠原町地内に都市計画決定された約36haの都市公園であり、浜松市総合水泳場（ToBi0）以外の範囲は未整備となっている。

県では、令和6年7月に遠州灘海浜公園（篠原地区）について、野球場をメインとした「みんなが楽しめる健康・スポーツ公園」をコンセプトとし、基本計画を策定した。

この基本計画をベースに、民間活力の更なる活用による賑わい創出等を取り入れた利活用構想を検討し、これに基づき野球場の規模・構造の最適案の絞り込みに向けて、県と浜松市で構成される遠州灘海浜公園（篠原地区）利活用推進協議会（以下、協議会という。）で検討することとしている。

本業務は、令和6年度遠州灘海浜公園2（篠原地区）利活用構想策定業務委託（以下、令和6年度業務という。）で実施した利活用提案公募の結果の整理を踏まえ、複数の利活用構想案について、事業費、事業収支、費用対効果、経済波及効果等を算定し、定性、定量評価を行い、協議会での最適案の絞り込み支援を行うものである。

#### (3) 履行期限

令和8年3月24日限り

#### (4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、17,677,000円（消費税込み）とする。

### 2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けているものであること。

(3) 以下に示す、同種業務について、平成27年4月以降に完了した実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）

・同種業務：公共施設整備における官民連携導入可能性調査業務またはPFIアドバイザー業務

(4) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

#### (1) 配布期間

- 令和7年10月9日（木）の午前9時から令和7年10月24日（金）の午後5時まで
- (2) 配布場所及び配布方法  
静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）  
<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>  
及び、静岡県交通基盤部ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」  
<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/rakusatsuhoshiki/1028623.html>>に掲載する。

#### 4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年10月9日（木）から令和7年10月24日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班

TEL：054-221-3626 FAX：054-221-3493

E-mail：shinohara@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで持参若しくは郵送にて提出すること。

#### 5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」の評価を行い、評価の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和7年10月29日（水）までに通知する。

#### 6 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和7年10月29日（水）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和7年11月6日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について、説明を求められることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和7年11月7日（金）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班まで提出すること。

提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

#### 7 契約予定者を特定するための基準

(1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。

ア 配置予定技術者の技術資格、業務経験、CPD及び手持ちの業務量

イ 企業の業務実績、ISOの取組

ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性

エ 上記評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和7年11月11日（火）

までに通知する。

## 8 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和7年11月11日（火）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和7年11月18日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和7年11月20日（木）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

## 9 その他

- (1) 詳細は、「令和7年度〔第37-L04910-01号〕遠州灘海浜公園（篠原地区）利活用構想策定業務委託 業務説明書」による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班（電話番号 054-221-3626）とする。